

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2014年11月14日

【四半期会計期間】 第98期第2四半期(自 2014年7月1日 至 2014年9月30日)

【会社名】 三谷商事株式会社

【英訳名】 MITANI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三 谷 聡

【本店の所在の場所】 福井市豊島一丁目3番1号

【電話番号】 0776(20)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 山 本 克 典

【最寄りの連絡場所】 福井市豊島一丁目3番1号

【電話番号】 0776(20)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 山 本 克 典

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第97期 第2四半期 連結累計期間	第98期 第2四半期 連結累計期間	第97期
会計期間	自 2013年4月1日 至 2013年9月30日	自 2014年4月1日 至 2014年9月30日	自 2013年4月1日 至 2014年3月31日
売上高 (百万円)	214,497	228,294	460,787
経常利益 (百万円)	7,092	7,576	16,538
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,639	4,135	8,709
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,071	4,390	9,664
純資産額 (百万円)	85,682	94,142	91,267
総資産額 (百万円)	171,225	186,529	188,761
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	133.69	152.50	319.94
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	152.45	—
自己資本比率 (%)	45.1	45.5	43.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△10,509	1,155	△2,603
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,920	△4,550	△8,717
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	423	△974	△1,121
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	42,982	38,240	42,550

回次	第97期 第2四半期 連結会計期間	第98期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2013年7月1日 至 2013年9月30日	自 2014年7月1日 至 2014年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	64.21	72.68

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高が2,282億94百万円（前年同四半期比6.4%増）となりました。売上高につきましては、前期において買収した半導体販売部門やシンガポールの子会社、また新設した情報機器販売子会社のそれぞれの売上高が加わったことや、ゴンドラ事業や建設資材の売上高が増えたことなどにより増収となりました。

営業利益につきましては、69億31百万円（前年同四半期比5.0%増）となり、経常利益につきましては75億76百万円（前年同四半期比6.8%増）となりました。利益面につきましては、退職給付費用が減少したことや、ゴンドラ事業やカーディーラー事業の売上高が増え、また建設資材の販売数量が増えたことなどにより増益となりました。

また、特別利益につきましては13百万円計上し、特別損失につきましては78百万円計上いたしました。

この結果、税金等調整前四半期純利益は75億12百万円（前年同四半期比17.4%増）となり、四半期純利益は41億35百万円（前年同四半期比13.6%増）となりました。

セグメント別の概況につきましては、次のとおりであります。

① 情報システム関連事業

情報システム関連事業におきましては、売上高は176億35百万円（前年同四半期比7.7%増）となり、営業利益は3億63百万円（前年同四半期比64.6%減）となりました。

売上高につきましては、前期新設した情報機器販売子会社の売上高が新たに加わったことなどにより前年四半期と比べて増収となりました。営業利益につきましては、サーバ機器の販売の減少や、一部のシステム開発物件において想定以上の工数がかかったこと、またパソコン等の評価減の計上や、新設した子会社の赤字が加わったことなどにより前年同四半期と比べて減益となりました。

② 企業サプライ関連事業

企業サプライ関連事業におきましては、売上高は1,513億40百万円（前年同四半期比7.6%増）となり、営業利益は66億35百万円（前年同四半期比17.4%増）となりました。

売上高につきましては、前期買収した半導体販売部門の売上高が加わったことやゴンドラ事業や建設資材の売上高が増えたことなどにより前年同四半期と比べて増収となりました。営業利益につきましては、退職給付費用が減少したことや、ゴンドラ事業や建設資材の売上高が増えたことなどにより前年同四半期と比べて増益となりました。

③ 生活・地域サービス関連事業

生活・地域サービス関連事業におきましては、売上高は593億17百万円（前年同四半期比3.3%増）となり、営業利益は12億4百万円（前年同四半期比7.1%増）となりました。

売上高につきましては、カーディーラー事業において新車販売が伸びたことや建設資材の販売数量が増えたことなどにより前年同四半期と比べて増収となりました。営業利益につきましては、カーディーラー事業において新車販売や保守サービスが増えたことなどにより前年同四半期と比べて増収となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は1,865億29百万円となり、前連結会計年度末と比べて22億31百万円減少いたしました。

流動資産は1,366億37百万円となり、前連結会計年度末と比べて51億97百万円減少いたしました。これは主に収支ずれの悪化や有形固定資産の取得に伴う支出があったことなどによるものであります。

固定資産は498億91百万円となり、前連結会計年度末と比べて29億66百万円増加いたしました。これは青森県における風力発電所（風車5基）の建設などに伴う増加であります。

負債合計は923億87百万円となり、前連結会計年度末と比べて51億6百万円減少いたしました。これは支払手形及び買掛金が前連結会計年度末と比べて34億29百万円減少したことや未払法人税等が15億23百万円減少したことなどによるものであります。

長短借入金残高は130億98百万円で前連結会計年度末より4億44百万円増加いたしました。また、現金及び預金残高は前連結会計年度末より43億28百万円減少し382億87百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付行為（③において定義されます。）の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要な十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社グループが専門商社として業界での確固たる地位を築き、当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である（i）当社のグループの総合力、（ii）優良な顧客資産、（iii）開拓者精神を核心とする企業風土と健全な財務体質を維持することが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社としては、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、株主の皆様が当該大量買付に応じるべきか否かを判断するに際し、必要十分な情報の提供と一定の評価期間が与えられた上で、熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提案するために必要な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であり、さらには、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行う者を、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断し、このような者による大量買付行為に対しては、当社が必要かつ相当な対抗をすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、企業価値をさらに向上させるために、既存の勝ち組事業においても絶え間ないコストダウンを図りながら、同業他社に負けられないようトップシェアを目指しております。また、既存の地域や市場に固執せず、「開拓者精神」をいかに発揮し、新たな市場や未開拓の地域へ進出することにより、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

新規事業におきましては、風力発電事業に参入いたしました。国内初の外海洋上風力発電施設を設置し、2010年6月より本格稼働しており、現在15基が稼働しております。

また、需要が増え、経済成長してゆく海外での取り組みも進め、グローバル化に対応する所存であります。

基本方針としましては、グループ全体の有形無形の経営資源を分散させず、各事業や各地域にこれらを最適な方法により配分し、無駄のない、コストの低い、効率の良い事業活動を進めてまいります。また、当社は、市場や顧客の変化に迅速に対応し、「お客様第一」をモットーに、お客様に喜ばれるような提案や価格を提供することにより、それぞれの地域や業界においてシェアを高めていきます。このような企業活動により、当社の企業価値および株主共同の利益の向上を図ってまいります。

当社において、コーポレート・ガバナンスの強化としては、これまでに以下の施策を行ってまいりました。

当社は、2001年6月27日開催の当社取締役会において、執行役員制度の導入を決定するとともに、同日の定時株主総会において取締役の人数を15名から11名（現在は5名うち社外取締役1名）に削減し、迅速かつ機動的な経営判断を行える体制としました。また、併せて、当社は株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、当社の取締役の任期を2年から1年に短縮しております。また、専務以上で構成される経営幹部会を原則として毎週1回開催し、業務執行に関する重要事項の審議等を行っております。

さらに、当社は、内部監査部門として監査室を設置し、コンプライアンスやリスク管理の状況などを定期的に監査しております。これに加え、内部統制の整備・充実に着手しております。

これらの業務執行の迅速性及び機動性の強化と経営監視機能の強化により、効率的かつ透明性の高い企業経営を実現してまいります。

当社は、コーポレート・ガバナンスとしての内部統制システム等の整備・構築およびコンプライアンス体制の充実に積極的に取り組んでおり、今後はより一層のガバナンスの強化・充実に取り組んでいく所存であります。

③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2011年5月13日開催の取締役会及び2011年6月16日開催の当社第94回定時株主総会の各決議に基づき、2008年6月20日に導入した「当社株式の大量買付行為への対応策」（買収防衛策）の内容の一部を改定した上で更新いたしました。（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。かかる大量買付行為についての必要かつ十分な情報の収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施の可否について決議を行うまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否か、および、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。

本プランは、以下の(a)ないし(c)のいずれかに該当したはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします

- (a) 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- (b) 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- (c) 当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為

大量買付行為を行う大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を含む書面（「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出して頂きます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書の様式を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は、当社が交付した書式に従い、当社株主の皆様との判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます）を、当社に提出していただきます。

次に、大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、大量買付行為の内容の評価、検討、協議、交渉、代替案作成のための期間として、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の取締役会評価期間を設定します。当社取締役会は、当該期間内に、当社経営陣から独立した外部専門家等の助言を受けることができます。当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、情報開示を行います。

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得て大量買付行為の内容の評価・検討を行い、取締役会評価期間内に対抗措置としての新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施または新株予約権の無償割当ての実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告を行います。独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会の前述の勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間内に新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施に関する会社法上の機関としての決議または株主総会招集の決議その他必要な決議を遅滞なく行います。新株予約権無償割当て実施の可否につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日以内に株主総会を開催することとします。対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大量買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大量買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会または株主総会が新株予約権無償割当てを実施することを決定した後も、新株予約権無償割当ての実施が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当ての中止または変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本プランの有効期間は、2011年6月16日開催の定時株主総会においてその更新が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。なお、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、独立委員会の承認を得たうえで、本プランの内容を変更する場合があります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mitani-corp.co.jp/ir/2011051303.pdf>）に掲載する2011年5月13日付プレスリリースをご覧ください。

④ 具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

②に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、③に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、③に記載した本プランも、③に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施または株主総会招集の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である外部専門家等を利用することができることとされていること、本プランの有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は41百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	46,000,000
計	46,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2014年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2014年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	31,602,137	31,602,137	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は 100株であります。
計	31,602,137	31,602,137	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2014年6月13日
新株予約権の数	428個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	42,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)2
新株予約権の行使期間	2014年7月2日～2044年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 2,069円 資本組入額 1,035円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、割当から権利行使時まで継続して 当社の取締役であることを要する。 新株予約権者が死亡した場合は、死亡時から1年間に 限り、相続人間で定められた者がこれを行使するこ とができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認 を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社になる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発行日(吸

取合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - ① 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後行使金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
 - ② 再編成後行使金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記新株予約権の内容に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を必要とする。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記新株予約権の内容に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記新株予約権の内容に準じて決定する。

4. 新株予約権の取得条項に関する事項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または、(5)もいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約または新設分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更の議案
- (5) 募集新株予約権の目的である種類株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類株式について当社の株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年7月1日～ 2014年9月30日	—	31,602	—	5,008	—	5,634

(6) 【大株主の状況】

2014年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三谷商事株式会社	福井市豊島一丁目3番1号	4,335	13.71
一般財団法人三谷進一育英会	福井市豊島一丁目3番1号	2,249	7.11
三谷セキサン株式会社	福井市豊島一丁目3番1号	2,217	7.01
三谷土地ホーム株式会社	福井市豊島一丁目3番1号	1,832	5.79
三親会	福井市豊島一丁目3番1号	1,689	5.34
三谷設備株式会社	福井市豊島一丁目3番1号	1,150	3.64
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	1,104	3.49
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1,076	3.40
三谷宏治	福井市	946	2.99
三谷聡	福井市	818	2.58
計	—	17,416	55.11

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2014年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,335,400	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 7,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,231,400	272,314	—
単元未満株式	普通株式 28,337	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	31,602,137	—	—
総株主の議決権	—	272,314	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式2株が含まれております。

② 【自己株式等】

2014年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称等	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三谷商事株式会社	福井市豊島一丁目3番1号	4,335,400	—	4,335,400	13.71
(相互保有株式) 三谷総業株式会社	福井市豊島一丁目3番1号	6,000	—	6,000	0.01
(相互保有株式) 株式会社 エムツージェネシス	福井市豊島一丁目1番1号	1,000	—	1,000	0.00
計	—	4,342,400	—	4,342,400	13.74

2 【役員 の 状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2014年7月1日から2014年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2014年4月1日から2014年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。なお、従来、当社が監査証明を受けている太陽ASG有限責任監査法人は、2014年10月1日に名称を変更し、太陽有限責任監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2014年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	42,615	38,287
受取手形及び売掛金	※2 83,034	※2 82,461
リース投資資産	2,096	1,905
商品及び製品	7,081	7,612
仕掛品	379	488
原材料及び貯蔵品	868	810
その他	9,601	8,866
貸倒引当金	△3,842	△3,793
流動資産合計	141,835	136,637
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	10,207	10,673
機械装置及び運搬具（純額）	9,136	9,103
工具、器具及び備品（純額）	2,527	2,445
土地	11,426	11,355
その他（純額）	570	3,436
有形固定資産合計	33,869	37,014
無形固定資産		
のれん	1,295	1,134
その他	1,052	1,127
無形固定資産合計	2,347	2,262
投資その他の資産		
投資有価証券	6,189	6,537
その他	4,647	4,155
貸倒引当金	△129	△78
投資その他の資産合計	10,708	10,614
固定資産合計	46,925	49,891
資産合計	188,761	186,529

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2014年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	63,756	60,326
短期借入金	3,569	4,752
未払法人税等	3,663	2,139
賞与引当金	2,056	2,053
その他	11,136	10,390
流動負債合計	84,182	79,662
固定負債		
長期借入金	9,084	8,345
退職給付に係る負債	1,526	1,590
役員退職慰労引当金	950	1,019
事業整理損失引当金	171	171
その他	1,578	1,597
固定負債合計	13,311	12,724
負債合計	97,493	92,387
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,008	5,008
資本剰余金	5,636	5,687
利益剰余金	72,968	76,441
自己株式	△2,075	△2,858
株主資本合計	81,538	84,279
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	341	446
為替換算調整勘定	5	0
退職給付に係る調整累計額	321	157
その他の包括利益累計額合計	668	604
新株予約権	—	17
少数株主持分	9,060	9,240
純資産合計	91,267	94,142
負債純資産合計	188,761	186,529

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年9月30日)
売上高	214,497	228,294
売上原価	195,419	208,069
売上総利益	19,077	20,224
販売費及び一般管理費	※1 12,477	※1 13,292
営業利益	6,600	6,931
営業外収益		
その他	885	1,035
営業外収益合計	885	1,035
営業外費用		
貸与資産減価償却費	38	79
為替差損	119	—
その他	235	310
営業外費用合計	393	389
経常利益	7,092	7,576
特別利益		
固定資産売却益	10	13
その他	52	0
特別利益合計	63	13
特別損失		
固定資産売却損	593	18
投資有価証券評価損	96	—
その他	69	59
特別損失合計	758	78
税金等調整前四半期純利益	6,397	7,512
法人税、住民税及び事業税	2,615	2,694
法人税等調整額	△105	373
法人税等合計	2,510	3,067
少数株主損益調整前四半期純利益	3,887	4,444
少数株主利益	247	308
四半期純利益	3,639	4,135

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,887	4,444
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	181	127
為替換算調整勘定	—	△4
退職給付に係る調整額	—	△179
持分法適用会社に対する持分相当額	2	2
その他の包括利益合計	183	△54
四半期包括利益	4,071	4,390
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,773	4,070
少数株主に係る四半期包括利益	297	319

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	6,397	7,512
減価償却費	1,654	1,891
のれん償却額	95	158
事業整理損失引当金の増減額 (△は減少)	1	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△78	△99
賞与引当金の増減額 (△は減少)	29	△3
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	38	—
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	—	27
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	32	69
受取利息及び受取配当金	△87	△92
支払利息	53	49
持分法による投資損益 (△は益)	△163	△179
売上債権の増減額 (△は増加)	8,052	571
リース投資資産の増減額 (△は増加)	△160	191
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△667	△586
仕入債務の増減額 (△は減少)	△22,228	△3,429
その他	△483	△804
小計	△7,511	5,275
利息及び配当金の受取額	112	120
利息の支払額	△53	△78
法人税等の支払額	△3,056	△4,161
営業活動によるキャッシュ・フロー	△10,509	1,155
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,538	△4,604
有形固定資産の売却による収入	84	75
投資有価証券の取得による支出	△11	△72
投資有価証券の売却による収入	1	44
貸付けによる支出	△250	△30
貸付金の回収による収入	34	33
その他	△239	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,920	△4,550
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	482	554
長期借入れによる収入	1,300	684
長期借入金の返済による支出	△912	△793
配当金の支払額	△385	△467
少数株主への配当金の支払額	△142	△147
自己株式の取得による支出	—	△783
その他	80	△19
財務活動によるキャッシュ・フロー	423	△974
現金及び現金同等物に係る換算差額	△141	19
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△12,147	△4,349
現金及び現金同等物の期首残高	55,125	42,550
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	3	39
現金及び現金同等物の四半期末残高	42,982	38,240

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 2012年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 2012年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に揚げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る資産が260百万円減少し、退職給付に係る負債が39百万円増加し、利益剰余金が193百万円減少しております。なお、この変更による当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

下記の会社の仕入債務等についてそれぞれ下記金額の保証を行っております。

	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2014年9月30日)
大阪セメント卸協同組合	23百万円	18百万円
三菱マテリアルトレーディング㈱	32	6
計	55	24

※2 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2014年9月30日)
	146百万円	117百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年9月30日)
給与・賞与	5,939百万円	6,574百万円
地代家賃	753	768
減価償却費	494	658
退職給付費用	215	△133
役員退職慰労引当金繰入額	45	69

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年9月30日)
現金及び預金勘定	43,039百万円	38,287百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△56	△46
現金及び現金同等物	42,982	38,240

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2013年6月13日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	385	14.00	2013年3月31日	2013年6月14日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2013年11月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	357	13.00	2013年9月30日	2013年12月9日

当第2四半期連結累計期間(自 2014年4月1日 至 2014年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2014年6月13日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	467	17.00	2014年3月31日	2014年6月16日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2014年11月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	409	15.00	2014年9月30日	2014年12月8日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	情報システム 関連事業	企業サプライ 関連事業	生活・地域 サービス 関連事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	16,382	140,687	57,427	214,497	—	214,497
セグメント間の内部売上高 又は振替高	492	38,555	7,127	46,175	△46,175	—
計	16,874	179,242	64,555	260,672	△46,175	214,497
セグメント利益	1,025	5,650	1,123	7,799	△1,198	6,600

(注) 1. セグメント利益の調整額△1,198百万円は、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益の合計の金額は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自 2014年4月1日 至 2014年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	情報システム 関連事業	企業サプライ 関連事業	生活・地域 サービス 関連事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	17,635	151,340	59,317	228,294	—	228,294
セグメント間の内部売上高 又は振替高	640	40,062	6,776	47,479	△47,479	—
計	18,275	191,403	66,094	275,773	△47,479	228,294
セグメント利益	363	6,635	1,204	8,202	△1,271	6,931

(注) 1. セグメント利益の調整額△1,271百万円は、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益の合計の金額は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	133円69銭	152円50銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,639	4,135
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,639	4,135
普通株式の期中平均株式数(株)	27,224,196	27,117,781
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	152円45銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	9,995
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第98期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）中間配当につきましては、2014年11月13日開催の取締役会において、2014年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

① 配当金の総額	409百万円
② 1株当たりの金額	15円00銭
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2014年12月8日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2014年11月14日

三谷商事株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 木 勇 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 和 田 淳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三谷商事株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2014年7月1日から2014年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2014年4月1日から2014年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三谷商事株式会社及び連結子会社の2014年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。